

議事概要	
会議の名称	令和6年度第2回長久手市子ども・子育て会議
開催日時	令和6年10月4日（金）午後1時から午後2時30分まで
開催場所	長久手市役所 会議室棟2階 H会議室
出席者氏名 （敬称略）	【委員】 会 長 石橋 尚子 委 員 原田 晋 委 員 波田 厚志 委 員 片野 直之 委 員 川本 さつき 委 員 古橋 完美 委 員 樋口 ひろみ 委 員 水野 和幸 委 員 鍋島 大慶 委 員 見田 喜久夫 委 員 棚野 千鶴 委 員 駒越 正美 【事務局】 子ども部長 飯島 淳 子ども部次長 近藤 かおり 子ども政策課長 出口 史朗 子ども政策課長補佐兼子ども政策係長 水野 真紀子 子ども政策課主任 鈴木 悠平 子ども未来課長 柴田 浩善 子ども未来課長補佐兼児童係長 伊藤 愁 子ども未来課保育係長 大久保 功一 子ども家庭課長 遠藤 佳子 子ども家庭課長補佐（家庭、母子保健担当）兼家庭係長 鈴木 晶子 子ども家庭課長補佐（療育支援担当） 榊本 芳樹 子ども家庭課母子保健係長 今村 知美
欠席者 （敬称略）	旭 慎也委員、伊藤 勇気委員
傍聴者人数	0人
会議の公開・非公開	公開
審議の概要	1 あいさつ (1) 第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画の「施策の展開」について (2) 第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画の「量の見込みと提供体制」について 3 その他 （令和5年度実施）子育てに関するアンケート調査の「自由記入欄」について（報告）

問合せ先	長久手市役所子ども部子ども政策課 電話０５６１－５６－２５５５
議事録	
会長	あいさつ
事務局 (子ども政策課 子ども政策係)	議題１に入る前に、６月２０日の第１回会議でいただいた意見等について２点、報告させていただきます。 １点目は、子育て支援アプリ「きずなネット」の登録者数について、委員からご質問いただいておりますが、令和６年６月２０日時点のきずなネットの登録者数は「８,０１８名」となります。 ２点目は「アンケートの回収率の記載ミス」についてです。前回会議のアンケート結果の概要に関する資料では、「小学生保護者調査」の回答率について「４４.２％」と記載しておりましたが、正しくは「４３.２％」でした。以上です。 議題(１) 第３期長久手市子ども・子育て支援事業計画の「施策の展開」について (資料に沿って、事務局より説明。委員の意見は下記のとおり。)
会長	No. 28「子どもの預かり事業の実施」において、ご説明の中に「レスパイトケア」という言葉があったかと思いますが、どういう意味か教えてください。
事務局 (子ども家庭課 家庭係)	レスパイトケアとは、保護者が子育てから一時的に離れて休息することができるようサポートすることであり、子どもの預かり事業では、預けるための就労要件等は設けていません。 利用される方の具体的な例としては、ご自身が美容院に行きたいとか、ちょっと喫茶店に行って休憩したい等、保護者のリフレッシュの目的など、理由を問わず、こどもをお預かりしています。
会長	お伺いすると意味がわかりますが、専門用語では、意味を理解できない場合もあるので、わかりやすい表現の方が良いかと思いました。 また、もう一つ質問させて下さい。名古屋市では、こどもに障がいが疑われる場合の診断について、その予約が６か月待ちになる場合もあり、それが保護者の悩みとなっているのですが、長久手市の状況はどうか。
事務局 (子ども家庭課 療育支援係)	こどもの児童発達相談室では、診断機能が無いため、診断は市内の小児科のクリニック等で行っています。診断書の発行が、何か月待ちという話は特に聞いておりません。

委員	障がいが疑われる場合、まず、こどもの発達相談室でご相談いただいてから、クリニック等で診断を受けるのですが、こどもの発達相談室の持っている情報がクリニックにも共有されると良いと思います。 多くの保護者は、クリニックに行けば、すぐに診断書をもらえると思っていますが、情報が限られているなか、早急に診断を行うことは、難しいと思います。 また、診断後のその後のこどもの様子等についても、こどもの発達相談室から診断したクリニックへ報告があると、その後の診察にも活かせると思います。
事務局 (子ども家庭課 療育支援係)	相談内容の情報提供や、その後のフォローについて、貴重なご意見ありがとうございます。 内部の体制のこともありますので、ご意見を共有し、改善に努めたいと思います。
会長	名古屋市については、療育センターの医師が診断を行う体制であり、自治体によって、診断を行う体制が違うことが理解できました。 長久手市のやり方を否定するわけではありませんが、名古屋市では、園での過ごし方の情報等も共有しながら診断を行っているため、できる限り、関係機関が情報を共有し、こどもをサポートする体制を整えていくことが必要だと感じました。 他に意見はありませんか。
委員	No. 29「地域子育て支援拠点事業の実施」ですが、指標の年間来場者数について実績値の約3倍の目標値が設定されております。目標値をこのように設定された理由は何でしょうか。
事務局 (子ども家庭課 家庭係)	実績値については、令和5年度の数値を掲載しております。コロナ禍に休館していた時期もあり、令和5年度は、徐々に来館者がコロナ前に戻り始めた年度となります。直近でも、来館者数が増えている傾向から、コロナ前の来館者数の目標値を設定しております。
委員	No. 77「児童発達支援センターの運営」について、児童発達支援センターは、障がいのあるこどもへの支援の入り口として重要な機能を果たしています。実績と目標について、「実施」と表記されてますが、受け入れ数等、数値で示せると良いと思います。

事務局 (子ども家庭課 療育支援係)	児童発達支援センターは、1日30人の定員で、1日約20人が利用されています。 数値を掲載することについて、検討したいと思います。
委員	No.74「障がい者自立支援協議会等を活用した支援体制の構築」について、ここには医療的ケア児についての言及がないですが、現状、医療的ケアが必要な子どもについて、どのような体制で支援を行っているのでしょうか。
事務局 (子ども家庭課 療育支援係)	医療的ケア児の取組について、関係機関を集めた会議を1学期ごとに1回開催しています。 また、その会議とは別に未就学児と小学生以上の子どもで対象を分けて行う会議も開催しており、個別ケースから浮かび上がる課題や、その情報について共有しております。
委員	実際に医療的ケアが必要なこどもの支援のため、保育園等では、どのような体制をとっているのでしょうか。
事務局 (子ども未来課 保育係)	保育園では、色金保育園を医療的ケア児を受け入れる園としています。 受け入れる場合は、各機関との情報共有を行い、受入れる体制を維持していくこととなりますが、今年度は医療的ケア児は入園していないので、対応していない状況です。
委員	もしそのような子どもがいた場合、相談しながら対応していただけるということでしょうか。
事務局 (子ども未来課 保育係)	保育所や放課後児童クラブは集団保育が前提のため、その子に合った適切なケアを実施するということになります。その際は、関係機関と連携し、実施します。
委員	No.70「乳幼児健康診査・相談等の実施」について、5歳児の健診は行われているのでしょうか。
事務局 (子ども家庭課 母子保健係)	5歳児健診について、「5歳児すこやか発達相談」という形で実施しております。こちらについて、5歳児に、発達に関するアンケートを郵送させていただき、そのアンケートの結果によって、個別相談の案内等を行っています。また、市内の保育園・幼稚園に通っている5歳児については、医師・臨床心理士、保健師等が園を訪問し、相談支援を行っております。

委員	5歳児について、集団健診を実施する計画はありますか。
事務局 (子ども家庭課 母子保健係)	現在検討中のため、実施時期等の具体的な計画はありません。 議題(2) 第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画の「量の見込みと提供体制」について (資料に沿って、事務局より説明。委員の意見は下記のとおり。)
委員	利用者支援事業について、「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」とありますが、もう少し具体的に説明していただけますか。
事務局	「基本型」については、子育て支援団体に委託し、地域に出向いて、子育て相談の実施や、他の子育て支援団体との連携を推進していく取組を行っております。 「特定型」については、子育てコンシェルジュが、保育所への入所相談、それ以外の子育てに関するサービスの情報の提供や、利用に向けての相談支援を実施しています。 「こども家庭センター型」については、従前の子ども家庭総合支援拠点事業であった児童福祉機能と子育て世代包括支援センター事業であった母子保健機能を、妊娠から出産、その後の育児に関して一体的、包括的に相談支援を行っております。
会長	今の質問に追加でお聞きしたいのですが、「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」の利用実績について教えてください。
事務局 (子ども家庭課 家庭係)	基本型は、令和5年度は実施しておらず、令和6年度からの実施となっております。 「こども家庭センター型」について、令和5年度は母子保健型として実施しておりました。「母子保健型」の令和5年度については809件となっております。
事務局 (子ども未来課 保育係)	「特定型」について、令和5年度が423件となっております。
会長	「基本型」は見込んでいないということでしょうか。
事務局	令和5年度においては、今ご報告した2つの事業の実績値を申し上げました。

	令和6年度から「基本型」が加わりましたが、過去の実績等を踏まえ、「特定型」「こども家庭センター型」の数字から算出しております。
会長	「基本型」についての積算根拠についても整理すると良いと思います。また全体の数値のみではなく、それぞれの事業の数値を表記するほうが、理解しやすくなると思います。 他にご意見はありますか。
委員	量の見込みと確保方策ついて、過不足がゼロの事業が多いのですが、需要に合わせて、提供体制を整備する計画であるということでしょうか。 また、今後、児童数の減少に合わせて、事業の提供体制も縮小、減少するイメージでしょうか。縮小、減少した分、新たな事業等を検討していく予定なのか、その辺りも教えてください。
事務局 (子ども政策課 子ども政策係)	過去5年間の利用率等から、量の見込みの数値を推計し、その数値に合わせた提供体制の数値を設定しておりますが、過去5年間の実績をみると、事業によっては、非常に実績が多い時期がある等、変動があります。 また、これから児童数が減少するという推計結果ではありますが、あくまで推計であるため、推計通りに人口が推移するかは、確実ではありません。児童数の人口減少も、ここ数年で始まった傾向であり、それまでは、児童数も急激に増加しておりました。 そのため、あくまでも過去5年間の実績、現状の児童数の推計に合わせ、提供体制を整えていく計画となっております。
委員	保育園の提供体制について、長久手市は、地域によって、子育て世帯の数の偏りも大きく、現在は、特に東小学校区で子育て世帯が増えていると思われます。実際に住んでる方からも、「近くに保育園がない」との声を聞くのですが、保育園を新設する計画はありますかでしょうか。
事務局 (子ども未来課 保育係)	東小学校区は人口が増加しており、就学児・未就学児の保育ニーズが高まっていることは認識しておりますが、市全体では未就学児の数が減少していることを踏まえると、新たに保育所等の整備について、今後5年間では考えていません。 そのため、既存施設を活用しながら、保育体制を維持していこうと考えています。
委員	多くの東小学校区に暮らす子育て世帯の方から、そのような声を聞くことがあり、アンケートを見てもそのような声が多数ありましたので、質問させていただきました。 東小学校区で保育ニーズが高いことは確かだと思いますが、市内の未就

	学児の数が減少傾向にあるなか、保育園を整備したものの、その後、利用率が低下していく懸念があるため、なかなか保育園の整備が難しいということはわかります。ただ、そのような声が挙げていることを認識して、提供体制の整備を検討いただきたいと思います。
委員	こども食堂について、市で補助金を交付されていると思いますが、そのような事業は計画に掲載しないのでしょうか。
事務局 (子ども政策課 子ども政策係)	こども食堂の補助金を令和6年度から開始しております。計画には追加する予定ですので、改めて、次の会議で説明させていただきます。 その他（令和5年度実施）子育てに関するアンケート調査の「自由記入欄」について（報告） （資料に沿って、事務局より説明。）
会長	せっかくお集まりいただいていますので、その他、ご意見はありますか。
委員	今年の夏の猛暑のなかでは、歩いて近隣の児童館に行くことが難しく、駐車場がない児童館には行けなかったという声を聞きました。 駐車場があることで、児童館を利用できる方もいるので、児童館に駐車場があれば良いと思います。
事務局 (子ども未来課 児童係)	児童館等における駐車場の整備については、候補となる土地を見つけることが難しいため、今の段階では、ご意見として承りたいと思います。
委員	子育てサークルについて、市では、把握されているでしょうか。以前は、いくつかサークルがあったと思いますが、コロナ禍で活動が縮小してしまったサークルもあると思いますので、現在、活動されているのか、気になります。コロナが終息し、近くの子育てサークル等があれば行きたいという保護者の方もいるので、子育てサークル等の情報について教えていただきたいです。
事務局	社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている子育て団体の情報を聞くと良いと思います。 また、もし、そのような仲間を作りたい場合には、児童館の幼児教室にお越しいただくと、そこから情報を得たり等、皆さんはされているのかなと思います。 子育てサークル等の情報の把握について、わかる方がいましたら、ご发言願います。

委員	社会福祉協議会のボランティアセンターに登録することによって、会場の借用や、仲間の募集等ができるため、登録する団体も多いと思います。 ただ、今の子育て世代の保護者は SNS で情報を発信し、仲間の募集を行うことが多く、ボランティアセンターに登録しない団体もいるため、そのような団体の情報は、なかなか把握することが難しいと思います。
会長	他に意見はありませんか。 事務局から何かありますでしょうか。
事務局 (子ども政策課 子ども政策係)	本市で新しく作ることになりました、(仮称) こども条例の制定に向けた取組について紹介させていただきます。 こども条例とは、令和 5 年度 4 月に施行されたこども基本法と同様に、自治体がこどもの権利を保障し、こども施策を推進することを主たる目的として制定する条例となっております。 本市としましては、令和 8 年度中の制定に向けて、こども会議委員を募集し、こどもの意見を聞きながら、これから作っていきます。 まずは、今年 12 月 1 日に、市民向け勉強会を開催します。広報 11 月号に掲載予定で、詳細は準備中ですが、またチラシ等ができましたら皆様に報告させていただきますので、よろしければ、ご参加いただければと考えております。
会長	ありがとうございます。 進行を事務局にお返しします。
事務局 (子ども政策課 子ども政策係)	ありがとうございました。 本日いただきました皆さまの意見は計画の策定に反映していきたいと思えます。 それから、この会議の会議録につきましては、手続きを経てホームページに掲載し公開していきますので、よろしくお願いいたします。 次回の会議ですが、12 月 12 日 (木) 午後 3 時から開催予定ですので、よろしくお願いいたします。 本日はお忙しい中長時間にわたり会議にご出席いただきまして、ありがとうございました。 本日の会議はこれにて終了いたします。ありがとうございました。